

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則の一部を改正する規則 (消防保安課)	543

公 告	
○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するための公聴会の開催 (都市計画課)	543

公 安 委 員 会	
○駐車監視員資格者講習の実施	545

規 則

京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第30号

京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則の一部を改正する規則

京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則（昭和31年京都府規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第10号ヒ中「立合」を「立合い」に改め、同号ワ中「第44条の2第6項」を「第44条の2第8項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条の規定により、綾部都市計画、宮津都市計画、大江都市計画及び京丹後都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり公聴会を開催する。

令和 8 年 8 月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 公聴会の日時及び場所

都市計画区域	対象市町	開催日時	場 所
綾部	綾部市	令和 8 年 9 月28日（月） 午後 2 時30分から 午後 4 時30分まで	綾部市まちづくりセンター
宮津	宮津市、与謝野町	令和 8 年 9 月24日（木） 午後 2 時30分から 午後 4 時30分まで	みやづ歴史の館

大江	福知山市	令和 8 年 9 月 29 日 (火) 午後 2 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	ハビネスふくちやま
京丹後	京丹後市	令和 8 年 9 月 25 日 (金) 午後 2 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	京丹後市役所峰山庁舎 2 号館

2 作成しようとする都市計画の変更案の概要

(1) 都市計画の種類

綾部都市計画、宮津都市計画、大江都市計画及び京丹後都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(2) 都市計画の変更案の概要

法第 6 条の規定による都市計画に関する基礎調査等で明らかとなった都市の発展の動向、人口及び産業の現状及び見通し等を勘案し、各都市計画区域を一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全することを目途として、当該方針に即して都市計画が適切に定められることとなるように変更する。

3 作成しようとする都市計画の変更案の閲覧場所及び閲覧期間

都市計画 区 域 名	閲覧場所	閲覧期間
綾部	京都府建設交通部都市計画課、京都府中丹東土木事務所及び綾部市役所	令和 8 年 9 月 1 日 (火) から令和 8 年 9 月 15 日 (火) まで (日曜日及 び土曜日を除く。)
宮津	京都府建設交通部都市計画課、京都府丹後土木事務所、宮津市役所及び与謝野町役場	
大江	京都府建設交通部都市計画課、京都府中丹西土木事務所及び福知山市役所	
京丹後	京都府建設交通部都市計画課、京都府丹後土木事務所及び京丹後市役所	

4 公述申出の方法等

(1) 公述申出の方法

公聴会において意見を述べようとする者は、次により公述申出書(別記様式)を知事に提出しなければならない。

ア 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府建設交通部都市計画課

イ 提出期限

令和 8 年 9 月 15 日 (火) 午後 5 時 15 分必着

(2) 公述申出者の要件

公述申出者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 当該都市計画区域内において住所を有する者

イ 当該都市計画区域内にある土地又は土地に定着した物件について権利を有する者等、当該都市計画の案について利害関係を有する者

(3) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した書面の内容に沿って意見を述べることができる。ただし、知事が必要と認めたときは、公述人の数及び公述の時間を制限することがある。

5 公聴会の傍聴

公聴会は、傍聴することができる。ただし、会場の収容人員を超えた場合等、入場制限及び傍聴の中止を行うことがある。

6 公聴会の中止等

公述申出がない場合、公聴会は、開催しない。

また、災害その他やむを得ない理由により公聴会を延期することがある。

別記様式

公述申出書

令和 8 年 8 月 14 日付け京都府公報第 740 号に登載された 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して意見を述べたいので申し出ます。

令和 8 年 月 日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

公述申出人
郵便番号

住 所 (電話)

ふりがな
氏 名

意見の要旨及びその理由 別紙のとおり

注 1 「意見の要旨及びその理由」の作成に当たっては、原稿用紙等を用い800字以内で、意見の要旨及びその理由を区分して、横書きにより記載してください。

2 公述の申出に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年京都府条例第32号）に基づき、公聴会の開催以外の目的に利用することや提供することはありません。

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第124号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第 1 項第 1 号イに規定する駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 8 年 8 月 14 日

京都府公安委員会
委員長 池 坊 由 紀

1 講習の期日

講習（駐車監視員資格者講習修了考査（以下「修了考査」という。）を含む。）の期日については、次の表のとおりとする。

実 施 日	
講 習 の 期 日	令和 8 年 10 月 17 日（土）及び令和 8 年 10 月 18 日（日）の 2 日間
修了考査の期日	令和 8 年 10 月 25 日（日）

備考 1 講習は、午前 9 時から午後 5 時までとする。
2 修了考査は、午前 10 時から午前 11 時までとする。

2 講習の場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3
京都府警察本部 本館 1 階 聴聞会場

3 講習の定員

おおむね20人

4 受講手続

(1) 申込受付期間

令和 8 年 8 月 17 日（月）から令和 8 年 9 月 18 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。受付時間は、午前 9 時から午後 3 時 45 分までとする（e-Gov による申請を除く。）。）とする。

なお、受講申込者が 3 の定員に達したときは、締め切るものとする。

(2) 申込受付場所

京都府内の各警察署交通課

(3) 必要書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書

駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、令和 8 年 8 月 17 日（月）から令和 8 年 9 月 18 日（金）までの間、京都府内の各警察署において交付するほか、京都府警察ホームページからダウンロードすることができる。

イ 写真（受講申込書提出の前日 6 箇月以内に撮影

した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ
3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートル
のもの) 1枚

(4) 申込方法

本籍(外国人にあつては、国籍等)、住所、氏名
及び生年月日を記載した受講申込書を京都府内の各
警察署交通課に提出することとし、e-Govによ
り申請する場合は、申請項目を入力して申請するも
のとする。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

5 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

駐車監視員資格者講習 20,000円

(2) 納付方法

受講申込書の提出時に納付することとし、e-G
ovにより申請した場合は、納付方法が特に指定さ
れた後、速やかに納付すること。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

6 携行品

(1) 駐車監視員資格者講習受講票(講習の期日までに、
受講申込書に記載の住所宛てに郵送する。)

(2) 筆記用具

(3) 講習用テキスト(講習の初日に配布する。)

7 合格発表

後日、受講者全員に対し、可否の結果を郵送して通
知する。

なお、合格者には、駐車監視員資格者講習修了証明
書を併せて郵送する。

8 駐車監視員資格者証の交付申請手続

駐車監視員資格者証の交付申請手続については、合
格者に対し、その要領を郵送して教示する。ただし、
講習の課程を修了しても、道路交通法第51条の13第1
項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐
車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

9 問合せ先

京都府警察本部交通部交通指導課駐車管理センター
電話075-451-9111 内線5302